

原油価格・物価高騰から国民生活と産業を守ることを求める意見書

昨今のウクライナ情勢による原油価格の上昇や急激な円安等により、様々な生活物資や原材料などの価格が上昇した。昨年4月に国が決定した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」により、ガソリン価格の値上がりは欧米諸国より約2割ほど低く抑えられ、また、ウクライナ情勢が緊迫化した昨年2月以降の物価上昇も、他の主要国と比べ、我が国は4分の1程度に収まっているが、今後も原油価格・物価高騰は続くと考えられることから、国民生活は厳しい状況が続くことが推測される。

加えて、本年5月8日から、約3年にわたり猛威を振るってきた新型コロナウイルス感染症が、我が国における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）上の5類感染症に位置付けられたことから、国民が長らく待ち望んでいたポストコロナへの一步を踏み出すことにより、社会経済活動の再生が期待されている。新型コロナウイルスの拡大により傷んだ暮らしと事業を再生し、中小企業の成長や生産性向上を促していくとともに、個人に対しては、中小企業・小規模事業者には十分配慮しながら、物価高に負けない賃上げを実現することで、社会経済活動の再生につなげていくことが重要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国際情勢に起因する急激な原油価格の高騰や円安の影響などによる物価高騰に見合った最低賃金の引き上げを行うこと。あわせて、最低賃金の引き上げは、中小企業・小規模事業者にとって極めて大きな負担となることから、事業主社会保障費負担の軽減措置の創設などをはじめ、経営安定のための施策を行うこと。
- 2 大幅に拡充した賃上げ促進税制の活用促進や、赤字でも賃上げする企業に対する補助金の補助率引き上げを行うなど、中小企業の賃上げを後押しすること。
- 3 原油価格・物価高騰などで苦しむ中小企業の資金繰りを支え、過剰債務の軽減を含めた事業再生・再チャレンジを支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	臣
財	務		大	臣	宛て
厚	生	労	働	大	臣
農	林	水	産	大	臣
経	済	産	業	大	臣

福島県議会議長 渡辺 義信